

揮発油税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 未納税移出に関する特例及び移出に係る航空機燃料用揮発油の免税に関する特例について、これらの特例の適用を受けることができる揮発油であることの明細を明らかにする方法、承認申請書の記載事項等を定めることとする。(第5条の3、第10条の6関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、平成30年4月1日から施行することとする。(附則関係)